

春日井市いじめ重大事態発生時の調査等対応の手引き

【改訂版】

令和 7 年 3 月

春日井市

目 次

策定の趣旨	1
第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的	2
第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え	3
第3章 重大事態発生時の基本的留意事項	4
第4章 重大事態の把握	5
第5章 重大事態発生時の対応	6
第6章 調査の構成	7
第7章 調査組織の設置	8
第8章 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等	8
第9章 重大事態調査の実施	11
第10章 調査結果の説明・公表	15
第11章 調査結果に基づく対応	16
第12章 継続的な児童生徒への支援等	17
第13章 市長による再調査	18

策定の趣旨

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)では、学校の設置者又は学校が重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことが規定されたため、文部科学省は、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を定め、「重大事態への対処」を示した。これに伴い、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」が改訂(平成26年7月)されるとともに、「不登校重大事態に係る調査の指針」が策定(平成28年3月)された。

しかし、これらの整備にもかかわらず、重大事態の被害者及びその保護者の意向が全く反映されないまま調査が進められたり、調査結果が適切に提供されなかったりした事案があった。

このため文部科学省は、学校の設置者及び学校における法、基本方針等に則した適切な調査の実施に資するため、平成29年3月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しており、本市では平成29年2月に、重大事態への対処を含む総合的ないじめ防止の対策を盛り込んだ「春日井市いじめ防止基本方針」を策定した。

しかし、不幸にも重大事態が発生した場合、その対処には法律等に則した適切かつ迅速な調査による真相究明や再発防止の策定に努めるとともに、いじめを受けた被害児童生徒及び保護者(以下「被害児童生徒・保護者」という。)の心に寄り添った誠実な対応が必要となる。このため、被害児童生徒・保護者が一日も早く平穏な日常を取り戻すためには、重大事態の調査等に対する詳細な手引きが必要不可欠となることから、令和3年2月に本手引きを策定した。

こうした国の施策にもかかわらず、全国的に重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況が続いている。加えて、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、文部科学省は令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行った。改訂については、円滑かつ適切に重大事態調査を行えるよう、調査の基本的な進め方や留意事項などがまとめられている。

これを受け、様々な事態に備え、被害児童生徒の尊厳を保持するために、いじめにより被害児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、より迅速かつ緻密に当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずるために本手引きの改訂を行うものとする。

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

1 重大事態調査の概要

- (1) 重大事態とは、「いじめにより重大な被害が生じた」疑い又は「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある段階を指しており、これらの疑いが生じた段階から教育委員会又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。なお、こうした疑いがあるかどうか確認できていない場合は、本市いじめ防止基本方針に基づく調査を通じて確認を行う必要がある。
- (2) 重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの全容解明や対処、再発防止が目的であることを認識し、常にいじめの防止等の体制を見直す姿勢をもつ。
- (3) 重大事態調査の進め方については、調査全体の進め方や段取りを理解し、見通しをもって取りかかることが重要である。
- (4) 重大事態調査への備えや実施の際には、文部科学省令和6年8月改訂【別添3】「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」を参考にすること。

2 重大事態調査を実施する目的

- (1) 重大事態調査は、被害児童生徒の尊厳を保持するために、いじめにより被害児童生徒が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処及び同種の事態の再発防止策を講ずることを目的としている。
- (2) 「いじめにより不登校を余儀なくされている」疑いがある重大事態案件が発生し、現在も被害児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、教育委員会及び学校は、当該重大事態への対処として、いじめの解消のみならず、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律も踏まえ、学習支援や学校生活における悩みの解消等、個々の状況に応じて、学びの継続に向けた支援策の検討を行わなければならない。
- (3) 教育委員会及び学校は、事実にしっかりと向き合い、調査結果をふまえて、被害児童生徒・保護者の心のケアや学びの継続に向けた支援、同様の事態の再発防止に主体的に取り組まなければならない。
- (4) いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係も含めて調査する必要がある。その際に、いじめの行為に係る具体的な対処に留まらず、日頃のいじめ防止等の体制及び取組が適切であったかどうかを確認

することも必要である。

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、いじめにかかわる法やガイドライン等（いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、春日井市いじめ防止基本方針、所属校のいじめ防止基本方針、本手引き）及び「生徒指導提要（令和4年12月）」を理解し、いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底するとともに、いじめを重大化させない取組が重要である。

- 1 重大事態が発生した場合に、迅速かつ適切に対応することができるよう平時から備えておく必要がある。
- 2 年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきか認識しておくことが必要である。
- 3 実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、いじめ・不登校対策委員会を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応すること。
- 4 いじめの対応の判断に迷う場合等は、学校が迅速に教育委員会に相談を行うことができるよう連携体制を整えておくことが必要である。
- 5 重大事態調査を行う際には正確な記録が必要であり、「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等の情報を記録として残すようにする。特に「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録をとるようにする。
- 6 学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大事態につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できるようにする。
- 7 学校評価や教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するものではないことに留意し、いじめを見逃さない姿勢を教職員全体に周知することが重要である。
- 8 教育委員会は、学校に対して、認知したいじめやいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し、状況の把握を行うことが必要である。その中で、重大事態の疑いがある事案について、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行うことが必要である。

第3章 重大事態発生時の基本的留意事項

重大事態が発生した場合、教育委員会及び学校は、次の事項に留意したうえで、自発的・主体的に詳細な調査を実施するとともに、その旨を被害児童生徒・保護者に対して説明する。

- 1 被害児童生徒・保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解して対応に当たる。
- 2 いじめの事実の全容解明に努め、被害児童生徒・保護者に対して適切に調査結果の説明を行う。
- 3 教育委員会及び学校は、自らも調査対象であるとの認識をもちながら、主体的に調査に取り組む必要がある。そのためには、自らの対応に不都合なことがあったとしても、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で取り組まなければならない。
- 4 重大事態調査を適切に実施するに当たって、教育委員会及び学校は、次の視点をもちながら取り組まなければならない。
 - (1) 真摯な態度で取り組むこと
 - (2) 公平・中立に調査を行うこと
 - (3) 多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
 - (4) 具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること
- 5 教育委員会及び学校は、被害児童生徒の見守りや心のケア、いじめをやめさせ、いじめを解消するため、いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒（以下「関係児童生徒」という。）への指導及び支援に継続的に取り組まなければならない。また、被害児童生徒・関係児童生徒から事情を聞くことなく、一方的な指導を行わないように留意する。
- 6 いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、被害児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。
- 7 事案の全容解明には詳細な調査が必要であることを認識する。特に、自殺事案の場合、いじめが背景にあるか否かにかかわらず、適切に事実関係を調査し、再発防止を講ずる責任があることを認識する。
- 8 重大な被害が発生した際に、教育委員会及び学校は、詳細な調査を行わなければ全容がわからないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなか

った」「学校に責任はない」という判断を行うことは、かえって事態を重大化・長期化させるおそれがあることに留意する。

- 9 状況把握できない中でのいじめの事実否認や、被害児童生徒・保護者への問題の転嫁、事実と異なる噂を誘発するおそれのある断片的な情報の発信等、被害児童生徒・保護者の心情を害する行為は厳に行なわない。
- 10 重大事態に該当する案件については、被害児童生徒・保護者が望まない場合においても、重大事態として対応し被害児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等も行わなければならない。
- 11 調査や事案の公表にあたっては、被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握して判断するとともに、意向に応じて調査方法を工夫しながら進める。また、事案の全容や対処等を振り返り、再発防止に向けた検証を行う。
- 12 自殺が起きてしまったときの初動対応
次の資料等を参考に、組織体制を整備して対応する。
 - (1) 子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き(平成22年3月 文部科学省)
 - (2) 教師が知っておきたい子どもの自殺予防(平成21年3月 文部科学省)

第4章 重大事態の把握

- 1 把握した事案に対する重大事態の認定主体は、教育委員会又は学校とする。
- 2 重大事態の定義(本市いじめ防止基本方針抜粋)
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間(7日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。**欠席期間が7日を経過した際には、児童生徒の心身への被害を鑑み、重大事態に向けて、いじめの調査を慎重に行うようにする。**
 - (3) いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき。
- 3 総合的な判断
 - (1) いじめにより教室には入れないが、「別室登校」できているため欠席としていないような事案を、重大事態に該当しないと判断するのではなく、生命・心身・財産への被害の疑いや恐れ、これに伴う欠席など、総合的に判断して重大事態を把握すること。
 - (2) いじめを受けた疑いがある児童生徒が学校を転校した場合は、いじめにより転校に至るほど精神的な苦痛を受けていた可能性があることから、重

重大事態に該当することが十分に考えられ、適切に対応する必要がある。

4 被害児童生徒・保護者からの申立てを受けた場合の対応

被害児童生徒・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（「いじめ」という言葉を使わないが、人間関係により心身の異常や変化を訴える場合を含む。）は、重大事態の発生とする。

- (1) 児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、児童生徒や保護者からいじめの申立てがあった場合には、いじめ・不登校対策委員会において、必要な聴き取りやアンケート調査を行い、いじめの有無を確認する必要がある。
- (2) 児童生徒本人がいじめを申立てることは、当該児童生徒にとって多大な勇気を有することであり、教職員は当該生徒が話をしやすい場を設定し、共感的な態度で話を聞くよう心がける。
- (3) いじめの申立てを受けた教職員が抱え込むのではなく、いじめ・不登校対策委員会や各関係機関と連携し、適切な対応につなげていく。
- (4) 児童生徒・保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき、学校がその時点でいじめによるものではない等と捉えていたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- (5) 児童生徒・保護者の申立て時点において、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、まずいじめ・不登校対策委員会による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。確認の結果、法に照らしていじめの重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を行い、詳細な事実関係の確認を行う必要がある。
- (6) いじめの重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、教育委員会又は学校はいじめの事実が起こりえないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明しなければならない。
- (7) 児童生徒の転学後に重大事態の申立てがあった場合には、重大事態が発生した前在籍校において詳細な事実関係の確認等重大事態調査を行うこととなるが、児童生徒への聴き取り等には現在籍校も協力する必要がある。

5 早期対応の重要性

重大事態については、いじめが早期に解決しなかったことで、次第に過激化し被害が深刻化する場合が多いため、対応の重要性を認識する。

第5章 重大事態発生時の対応

1 重大事態の発生報告

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ報告する。

- (2) 教育委員会は、学校の報告等により重大事態を把握したときは、直ちに市長及び議会へ報告する（本市方針P9(1)ア）。
- (3) 市長への報告事由については少なくとも次の内容を伝える。
 - ・ 学校名
 - ・ 被害児童生徒の氏名、学年等
 - ・ 報告時点における被害児童生徒の状況
その時点で把握している事実関係を記載すること
- (4) 教育委員会は、事案の状況から必要と判断した場合、重大事態の対処について、愛知県教育委員会が雇用するスクールカウンセラー（スーパーバイザーを含む）の緊急支援配置などの支援を依頼する。
- (5) 教育委員会から教育長及び教育委員へ重大事態が発生した旨を説明する。また、対応後も定例教育委員会等において進捗状況を報告する。
- (6) 教育委員会は、文部科学省に対して重大事態の発生報告を行う。

2 重大事態発生時の初動対応

- (1) 重大事態調査を始めるに当たり、教育委員会及び学校の速やかな情報共有ができるよう連携した体制づくりを行わなければならない。
- (2) 重大事態の報告を受けた場合や重大事態に当たると判断した場合には、教育委員会又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする。
- (3) 学校においては、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかる必要がある。
- (4) 被害児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを鑑み、いじめアンケートの保存期間はアンケート作成時より5年とする。ただし保存期間を超えたものについても在籍期間中は保存しておくことが望ましい。また重大事態調査を行った後の調査報告書についても保存期間を5年とする。
- (5) 重大事態の発生報告を受けた教育委員会及び学校は、適切な報道対応等がおこなわれるよう、報道対応の担当者を決めて、正確で一貫した対応を行うようにする。その際、事実関係の確認が取れた正確な情報を発信する。

第6章 調査の構成

- 1 調査は、基本調査と詳細調査から構成される。
- 2 基本調査は、事実関係を整理するために、学校がその時点で取得している当該事案に関する文書情報等の収集、及び当該調査の期間中に得られた情

報を整理する重大事態発生後速やかに着手する調査。

- 3 詳細調査は、基本調査を踏まえ必要な場合に、公平性・中立性を確保した中で、客観的な事実確認を行う調査組織（以下「調査組織」という。）により行う詳細な調査。

第7章 調査組織の設置

- 1 教育委員会は、調査にあたって支援チームを編成する。
- 2 支援チームの構成員
 - (1) 学校教育課指導主事
 - (2) 学校教育課スクールソーシャルワーカー
 - (3) 学校教育課事務職員
 - (4) その他教育委員会が必要と認めた職員
- 3 基本調査は、学校及び支援チームを主体として実施する。
- 4 教育委員会は詳細調査への移行に備え、重大事態の把握後速やかに詳細調査を行う主体を決定する（本市方針P9(1)ウ）。
- 5 詳細調査を行う主体は、次の調査組織により調査を実施する。
 - (1) 教育委員会が詳細調査の主体となる場合は、いじめ問題対策委員会により調査を実施する（本市方針P9(1)エ）。この場合、支援チームが当該委員会の指示に基づき調査を補助し、事務を総務する。
 - (2) 学校が詳細調査の主体となる場合は、校内に設置しているいじめ・不登校対策委員会に、いじめ問題対策委員会の委員を加えた調査組織を構成し、調査を実施する。この場合教育委員会は、支援チームを派遣する等の方法で、調査や対応について助言・指導を行う（本市方針P9(1)オ）。
 - (3) 重大事態の調査に関しては、専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、専門的な第三者をまじえて調査組織を構成する。
- 6 教育委員会が詳細調査の主体となる場合の目安
 - (1) 事案の経緯や特性、被害児童生徒・保護者の意見等を踏まえ、学校が詳細調査の主体となった場合では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断される場合。
 - (2) 学校が詳細調査の主体となった場合に、当該学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。

第8章 被害児童生徒・保護者に対する調査方針の説明等

- 1 説明時の注意事項
 - (1) 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼

関係を構築するよう努める。

- (2) 事実関係が整理できていない段階で、いじめの事実否認や学校の責任回避と受け取られる発言等、被害児童生徒・保護者の心情を害する言動をしてはならない。
- (3) 事案発生後、不適切な対応により被害児童生徒・保護者の心情を害する結果となったことが明らかである場合は、調査結果を待たずして、速やかに当該対応の不備について説明し、謝罪等を行う。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請は、保護者に丁寧な説明を行ったうえで手続きを進める。
- (5) 説明時には、複数名が同席し、説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決めておく。説明の際、必要に応じて同意を得た上で録音することや記録を作成することも考えられるため、準備しておく。
- (6) 「いじめはなかった」などと断定的な説明や、推測や主観的な事柄についての説明はしてはならない。例えば、重大事態調査を実施していない段階で、すでに実施済の定期的なアンケート調査を基に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」旨の発言をしてはならない。

2 被害児童生徒・保護者への説明事項（本市方針P9(1)ク）

調査実施前に、被害児童生徒・保護者に対して、次の事項を説明する。説明を行う主体は、教育委員会、学校及びいじめ問題対策委員会（支援チーム）のうち、事案の状況や調査の段階、被害児童生徒・保護者の心情を考慮して判断する。

(1) 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の再発防止に資するため、客観的な事実関係の全容を明確にすることであること（本市方針P9(1)カ）。

(2) 調査主体等（調査の構成、組織、人選）

ア 調査は、基本調査と詳細調査により構成されていること。

イ 基本調査は、学校及び支援チームが調査主体となること。

ウ 詳細調査を行う場合の調査組織の人選は、専門性・公平性・中立性が担保されているものであること。また職能団体から推薦を受けて選出した委員は、推薦理由の明示が可能であること。

エ 教育委員会が詳細調査の主体となる場合は、いじめ問題対策委員会が調査組織であること。

オ 学校が詳細調査の主体となる場合は、いじめ・不登校対策委員会にいじめ問題対策委員会の委員を加えた調査組織を構成すること。

カ 被害児童生徒・保護者から詳細調査の実施について要望があった場合は、詳細調査に移行することができることを説明すること。

キ 被害児童生徒・保護者から詳細調査における構成員の職種や職能団体について要望があり、構成員の中立性・公平性・専門性の確保の観点から必要と認められる場合は、委員の交替・追加を検討するとともに、結論を理由とともに説明すること。

(3) 調査時期・期間（調査実施計画、定期報告）

ア 調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかの目途。

イ 調査の進捗状況について、定期的及び適時の機会に経過報告を行うこと。

(4) 調査事項及び対象

ア どのような事項（事実関係、対応の詳細等）を、どのような対象（児童生徒及び教職員の調査対象範囲）に調査するのか。

イ 被害児童生徒・保護者が求める事項や対象も調査すること。

ウ 調査組織が調査事項や対象を独自に判断する場合は、決定した段階で説明を行うこと。

(5) 調査方法

ア 調査で使用するアンケート調査の様式、聴取方法、手順。

イ アンケート調査は「別紙 質問票（ひな形）」を基本としながら、質問事項や記名の有無等、被害児童生徒・保護者が求める内容を可能な限り反映させること。

ウ 聴取に関する質問事項や対象者等については、被害児童生徒・保護者が求める内容を可能な限り反映させること。

(6) 調査結果の提供

ア 提供する調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ。）の内容。

イ アンケートを始めとする書面や電磁的記録について、本市個人情報保護条例に従って情報を提供するため、保護すべき個人情報については加工等の対策を施すこと。また、原本の提供を求められた場合も同様であること。

ウ 調査に係る文書の保存年限等について、本市文書取扱規程に基づき管理すること。

エ いじめを行った児童生徒やその保護者（以下「加害児童生徒・保護者」という。）に対しても調査結果を説明すること及びその方法。

3 関係児童生徒・保護者への説明事項

前項の(1)から(6)までの事項は、**関係**児童生徒・保護者に対しても説明する。説明を行う主体は、被害児童生徒・保護者と同じ。

4 外部に説明を行う際の対応

記者会見、保護者会など外部に説明する際は、その都度、説明内容を事前に被害児童生徒・保護者に伝えること（配布資料等、文書として外部に発出する際には、事前に文案について了解を得るよう努めること。）。

5 自殺事案における他の児童生徒等に対する伝え方

- (1) 自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるにあたっては、遺族から了解を得るよう努めること。了解されない場合に「嘘をつく（事故死・転校等と伝達）」と児童生徒や保護者の信頼を失いかねないため、表現を工夫（急死等）して伝達する。
- (2) 調査を行う過程で、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、教育委員会及び学校内の教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため、伝え方を統一すること。

第9章 重大事態調査の実施

1 文書情報等の収集・整理

- (1) 基本調査は、事案発生後速やかに着手する。
- (2) 学校がその時点で取得している被害者側及び加害者側の情報、指導記録、全教職員からの聴取等により情報を収集する。
- (3) 学校が定期的実施しているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、学級日誌、教職員による手書きのメモ等、多様な情報を収集する。
- (4) 十分な調査が可能となるよう状況に応じて早期の聴取や、関係資料の散逸防止に努めること。
- (5) 得られた情報は集約・確認し、時系列にまとめるなどの整理を行い、教育委員会へ報告する。

2 詳細調査への移行の判断

- (1) 教育委員会は、基本調査の報告を受け、いじめ問題対策委員会の意見を求めながら、詳細調査への移行の必要性を判断する。
- (2) 被害児童生徒・保護者から詳細調査の実施について要望があった場合は、詳細調査への移行を判断する。
- (3) 市長が必要と認めた場合は、総合教育会議を開催し、対処に必要な措置について教育委員会と協議する（本市方針P9(1)キ）。
- (4) 詳細調査への移行を判断した場合は、調査組織による調査を実施する。
- (5) 基本調査により、十分な調査が尽くされ、事実の全容が解明するととも

に、被害児童生徒・保護者の理解を得られた場合等、詳細調査へ移行しない場合は、本章10の手順に移行する。

- (6) 重大事態調査の途中で被害児童生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合や、不登校重大事態について、調査中に被害児童生徒が学校に復帰するなど状況が改善し、被害児童生徒・保護者が調査の終了を要望された場合には、その時点までの事実関係を整理し、本章9の手順に移行するなど調査方法を工夫しながら調査を進めていく。

3 調査事項等に関する~~被害者側及び加害者側からの~~意見聴取

第8章2(4)の調査事項及び対象に漏れがあった場合、市長による再調査が必要となることから、調査事項や対象の検討にあたっては、被害児童生徒・保護者が求める事項や対象を詳細に聴取し、その意見を調査に取り入れること。また、**関係**児童生徒・保護者からも調査に関する意見について適切に聴取し、検討すること。

4 調査対象者、保護者等に対する説明等

詳細調査の実施前に、いじめの重大事態の調査のために行うという目的、及び結果を**関係**児童生徒・保護者に提供する場合があることを、調査対象者である他の児童生徒及びその保護者へ説明すること。

5 速やかな調査の実施

- (1) 時間の経過とともに、児童生徒はうわさや報道等の影響を受けて記憶が曖昧になり、事実関係の整理に大きな困難が生じるおそれがあることから、可能な限り速やかに実施するよう努めること。**また、前述のように記憶が曖昧になり一度話した事実と異なる内容を話してしまうおそれもあることから、警察が捜査・調査中の事案について児童生徒から聞き取りを行う場合は、事前に警察と調整を図るようにする。**

- (2) 調査組織の立ち上げが遅れる場合には、教育委員会及び学校において、児童生徒への聞き取りのみを先んじて行うことも考えられる。

6 児童生徒・保護者等に対する調査

- (1) 被害児童生徒・保護者、他の児童生徒、教職員等に対して、アンケートや聴取による調査を実施し、事実関係を把握すること。調査にあたって、被害児童生徒や情報提供した児童生徒を守ることを最優先とすること。

- (2) 公平性・中立性の確保のため、**関係**児童生徒に対しても事実関係についての意見を聴取する。

- (3) 聞き取り場所や時間帯について、児童生徒や保護者に配慮して設定すること。また1時間以上の長時間にわたる場合は途中で打ち切り複数回に分けて行う。

- (4) 聞き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用するこ

とも考えられるが、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聞き取り内容を活用しないことなどを説明する。特に児童生徒への聞き取りの際は、今後の学校生活への影響も十分に考慮して使用について検討すること。

- (5) 聞き取り調査において被害児童生徒が話したがらないこともあるが、無理に聞き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、被害児童生徒の保護者と連携して、柔軟な対応をとること。
- (6) 児童生徒からの聞き取りについては、「生徒指導提要（改訂版）」第6章6.3.2「児童生徒からの聞き取り」の少年非行の聴取の方法に係る記載を参考とすること。
- (7) 調査対象者を広げてアンケート調査を行う場合には、アンケート項目や実施方法などを検討し、被害児童生徒・保護者の意向を確認する。
- (8) 聞き取り調査やアンケート調査において、誰にも言わないのであれば応じるとの要望がある場合は、被害児童生徒・保護者にどこまでであれば伝えてよいかなどの確認を行いながら調査等を行う。

7 情報の整理

- (1) 収集した調査情報を内容に応じて区分し、整理する。
- (2) いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ頃から行われたか、児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校はどのように対応したか、日常のいじめ防止対策の課題など可能な限り網羅的に明らかにすること。
- (3) 整理した情報から、事実関係が確認できた事項とできなかつた事項を区分し、時系列でまとめる。
- (4) 事実関係が確認できなかつた事項は、確認できなかつた情報として整理し、不都合な情報を秘匿している疑念を持たれないようにする。また、事実関係が確定していないものについては、断定的な表現は避けること。

8 調査実施中の経過報告

- (1) 被害児童生徒・保護者に対して調査の進捗等について経過報告を行うこと。調査中を理由に説明を拒んではならない。
- (2) 調査途中に新たな事実が判明し、調査事項が増えた場合には、経過報告の中で説明を行う。

9 分析

- (1) 調査においては、法第13条の学校いじめ防止基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、いじめ・不登校対策委員会の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止対策や早期発見・事案対処の取り組みはどのような

内容で、適切に運営され機能していたかなどについて、分析を行うこと。

- (2) 被害児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。

10 再発防止策の検討

全容解明の過程で、消極的な事案対応により深刻化したことが明らかになる場合も考えられるが、重大事態の発生を防止できなかったことの考察などを踏まえて課題を見つけ出すこと。その過程で、法や春日井市いじめ防止基本方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン、本手引き及び学校いじめ防止基本方針等に沿った対応が行われていたか、学校内の体制が機能していたかなどを検証することが必要である。また、教育活動全体を通して改めて児童生徒に対して命の大切さを重んじ、相手を思いやる心の醸成に努めるとともに、いじめ再発防止のために何が必要かという視点から、改善策について可能な範囲でまとめる。

11 報告書のとりまとめ

- (1) 報告書の内容は、次の事項を参考に、個々の事案の特性に合わせて組み立てること。

項目	留意事項
1 はじめに	○不明な事項は率直に記載する。 ○学校の瑕疵が認められる場合は、率直に記載する。 ○報告書を公表する場合は、被害児童生徒・保護者へ配慮して内容や範囲を決める。 ○状況によっては、公表を概要版で行う等の配慮が必要であるため、調査主体と調査組織で協議して判断する。
2 当該事案の概要	
3 調査の目的、調査組織及び調査の経過	
4 分析評価	
(1) 調査で判明した事実	
(2) 事態への対応	
(3) 再発防止の課題	
(4) 事案個別の課題	
5 まとめ	
6 おわりに	

- (2) 市長への結果報告時に、調査結果に関する所見をまとめた文書を報告書に添えることができることを被害児童生徒・保護者に対して説明し、意向を確認すること。

12 記録の保存等

- (1) 調査により把握した情報の記録は、本市文書取扱規程に基づき適切に管理・保存すること。
- (2) 記録は、調査組織が実施した調査記録の他、重大事態として取り扱う以

前に、**法第23条第2項**の調査において教育委員会及び学校が取得、作成した記録を含む。

なお、この場合の記録とは、学校が定期的に行っているアンケート・個人面談の記録、いじめの通報・相談内容の記録、児童生徒に対する聴取の記録、教職員による手書きのメモのうち、本市文書取扱規程に基づき公文書に該当するものを指す。

(3) 記録は、本市文書取扱規程に基づき適正に保存する。なお、重大事態の調査に関する記録は、指導要録の保存期間に合わせて5年保存を基本とするが、被害児童生徒・保護者の意見を踏まえ検討する。

(4) 記録を廃棄する場合は、事前に被害児童生徒・保護者に説明すること。

13 いじめが背景にあると疑われる自殺（未遂）である場合

次の資料に沿って対応する。

子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)(平成26年7月 文部科学省)

14 不登校重大事態である場合

学びの継続に向けた学習面・健康面等について今後の具体的な支援方策を検討する必要がある。また、検討した今後の支援方策を報告書に記載すること。

第10章 調査結果の説明・公表

1 調査結果の報告

(1) 教育委員会は調査結果及びその後の対応方針を市長へ報告・説明する（法第30条）とともに、教育委員会定例会においても報告・説明を議題とする（本市方針P9(1)ケ）。

(2) 調査結果の報告を受け、市長が必要と認めた場合は、総合教育会議を開催し、講ずべき措置を議題として協議する（本市方針P9(1)コ）。

(3) 教育委員会は、総合教育会議での協議を踏まえ、指導主事や外部専門家を当該学校に派遣する等の必要な措置を講じるとともに、結果を議会へ報告する（本市方針P9(1)サ）。

2 市長への所見の提出

被害児童生徒・保護者は、調査結果に関する所見をまとめた文書を、調査結果の報告書に添えることができる。

3 被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明

(1) 法第28条第2項に基づき、被害児童生徒・保護者に対して適切な情報提供及び調査結果の説明を行うため、本市個人情報保護条例に従うとともに、総務課や専門家の意見を十分に踏まえ、不開示部分以外の情報を適切に整

理する。

(2) 報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明すること。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないように注意する。

(3) 事前に説明した方針に従って、被害児童生徒・保護者に調査結果を説明する。また、関係児童生徒・保護者への情報提供の方針については、改めて被害児童生徒・保護者に確認した後、実施すること。

4 調査結果の公表、及び方法等の確認

(1) 公表の判断は、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

(2) 公表の方針、内容及び方法については、被害児童生徒・保護者に説明・確認を行うこと。

(3) 調査組織の構成員の氏名についても、特段の支障がない限り公表することが望ましい。

5 関係児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供

(1) 被害児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、関係児童生徒・保護者に対していじめの事実関係について説明を行うこと。

(2) 調査方法等の過程を含め、認定された事実を丁寧に伝え、関係児童生徒の状況によっては、抱えている問題の解決に努めるとともに、その心に寄り添いながら個別の指導を行い、いじめの非に気づかせ謝罪の気持ちを醸成させる（本市方針P9(I)イ）。

(3) 報道機関等の外部に公表する場合は、事実関係が正確に伝わらないことによる憶測や不信感を防止するため、他の児童生徒又は保護者等へ可能な限り事前に調査結果を報告すること。

(4) 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止の観点から調査結果について、他の児童生徒又は保護者に対して説明を行うことを検討する。

第11章 調査結果に基づく対応

1 再発防止策の検討等

(1) 教育委員会は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等における教育委員会及び学校の対応について検証し、再発防止策を検討すること。

(2) 教育委員会及び各学校の教職員は、報告書を共有し、内容の共通理解を

図る。

2 再発防止策の実施

教育委員会は、状況に合わせて次の項目に掲げる再発防止に必要な措置を講ずる。

- (1) 指導主事を学校へ派遣し、いじめ防止のための「未然防止」、「早期発見」、「対処」に関する体制整備等の重点的な支援。
- (2) 生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置等、人的体制の強化。
- (3) 心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等の外部専門家の追加配置。
- (4) その他、再発防止に必要な支援。

3 教職員の処分等

事案への対応において、法律や本市いじめ防止基本方針等に反した重大な過失等が指摘されている場合、教職員への聴き取り調査を行ったうえで、客観的に事実関係を把握し、教職員の非違行為の有無を愛知県教育委員会へ報告すること。

第12章 継続的な児童生徒への支援等

1 被害児童生徒への支援等

- (1) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家により、被害児童生徒・保護者の事情や心情に応じた継続的な支援を行うとともに、不登校となっている場合は、学校生活への復帰や学習支援を行うこと。
- (2) 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定な場合は、カウンセリングや医療機関等の専門機関による支援を勧めるとともに、可能な限り、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の仲介により支援につなげること。
- (3) 被害児童生徒に学齢期の家族がいる場合は、必要に応じて当該家族の意思を尊重しながら、学校生活の中で支援を行うこと。
- (4) 事案によっては、被害児童生徒といじめを行った児童生徒との間で、長期的な環境調整が必要となることもあり、進級や進学、転学の際にも継続的な配慮が必要であり、適切に引継ぎを行うなど継続的に児童生徒の見守りを行う体制を整えること。
- (5) 被害児童生徒をはじめとする児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、次の対応を柔軟に実施すること。

ア 関係児童生徒に対する出席停止措置

イ 被害児童生徒・保護者が希望した場合の、就学校の指定変更や区域外就学

- (6) いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認められるときは、警察と連携して対処すること。重大事態調査後も引き続き犯罪に発展するおそれがある場合も同様に、警察と連携して対応していくのが望ましい。

2 関係児童生徒への支援等

- (1) 関係児童生徒の保護者の理解や納得を得た中で協力を求め、学校と保護者が連携して加害児童生徒に対する適切な指導や支援を行うこと。
- (2) 関係児童生徒の安心や安全、健全な人格の発達に配慮するため、個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行っていくこと。
- (3) 関係児童生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮を行ったうえで、特別の指導計画による指導のほか、行為の悪質性を真に理解し謝罪の気持ちを醸成するとともに、健全な人間関係を育むための成長を促す支援を行うこと。
- (4) 関係児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるという姿勢を前提とした中で、教職員やスクールカウンセラーにより、いじめに至った心理的背景などを吐露する機会を設けるなどの対応を行うことで心理的緊張を緩和し、学校に対する信頼感や安心感を醸成するなど、指導と支援を一体的に行うこと。
- (5) 関係児童生徒に対する懲戒を検討する場合は、健全な成長を促すために行う必要がある場合とし、行う場合は当該児童生徒の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をすること。
- (6) 関係児童生徒の保護者に対して、継続的な助言等の支援を行うこと。
- (7) 関係児童生徒自身や家庭に問題を抱えている場合は、学校やスクールソーシャルワーカーの支援により福祉や心理の専門機関と協力して対応すること。

第13章 市長による再調査

1 再調査が必要であると考えられる場合

市長は、調査結果の報告を受けた場合において、次に掲げる状況により当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合は、再調査を行う（法第30条・本市方針P9(2)ア）。

- (1) 調査時には知りえなかった新しい重要な事実が判明した場合、又は新しい重要な事実が判明したものの、十分な調査が尽くされていない場合。
- (2) 被害児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合。
- (3) 教育委員会及び学校の対応について、十分な調査が尽くされていない場合。

(4) 調査委員の人选の公平性・中立性について疑義がある場合。

2 再調査の実施

(1) 再調査を行うこととした場合、第1章から第9章までの事項に沿って調査を進めること。

(2) 再調査の調査組織（以下「再調査組織」という。）は、次に掲げる事項から事案の状況や再調査が必要な理由等を総合的に勘案して決定する。

ア 市長を執行機関として新たに設置する附属機関。

イ 市長を執行機関とする既設の附属機関のうち、再調査の職能を有する附属機関、又は当該附属機関内に新たに設置する再調査組織。

ウ 当初の調査を実施した調査組織の構成員を変更した再調査組織。

(3) 再調査組織の構成員は、専門性・公平性・中立性が担保された職能団体から推薦を受けた者であって、当該事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない者を選定する。

(4) 再調査を実施した場合、市長は結果を議会に報告しなければならない（法第30条第3項・本市方針P9(2)イ）

(5) 議会に報告する内容は、関係者の個人情報や人権保護への配慮を徹底することを必須とし、その他の内容についても事案の状況に応じて適切に判断する。

(6) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査委に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、必要な措置を講じる。（本市方針P9(2)ウ）

(7) 市長は、必要な措置を講じた結果を議会へ報告する（本市方針P10(2)エ）。

(8) 教育委員会は、文部科学省に対して再調査報告書の提供を行う。